

**越 生 町**  
**情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況**  
**(平成21年度)**

**I 情報公開制度の運用状況**

**1. 情報公開請求（申出）の受付件数と決定状況**

	受付件数	決 定 状 況			
		公 開	部分公開	非 公 開	取 下 げ
請求※1	3	—	3	—	—
申出※2	3	1	1	—	1
合 計	6	1	4	—	1

※1 請求……平成12年4月1日以後に作成または取得した情報を請求権者（町民等）が請求した場合

※2 申出……上記の「請求」以外の場合

請求（申出）ごとの処理状況については、表-I-1のとおりです。

■表－I－1 情報公開請求（申出）処理状況

整理No.	区分請求	申出	請求・申出の内容	対象公文書		決定内容			公開方法及びコピー代	担当課	請求年月日及び決定年月日	請求者の区分	備考
				件数	件名	決定	理由	摘要					
1		1	建築計画概要書(古池700-2他5筆)S53, H3, H6, H7申請・建築確認申請書受付簿 (S53受付番号33号)	2	・建築計画概要書 ・建築確認申請書 受付簿	公開			写しの交付 90円	まちづくり 整備課	H21. 6. 26  H21. 6. 30	請求権者以外 の者	
2	1		H21. 6. 11戸籍訂正書を起案した起案文書	1	H21. 6. 11戸籍訂正書を起案した起案文書	一部公開	第6条第2項第1号		写しの交付 10円	町民課	H21. 7. 7  H21. 7. 16	利害関係を 有する者	
3	2		H21. 6. 15戸改正原戸籍訂正入力起案した起案文書	1	H21. 6. 15戸改正原戸籍訂正入力起案した起案文書	一部公開	第6条第2項第1号		写しの交付 10円	町民課	H21. 7. 7  H21. 7. 16	利害関係を 有する者	
4	3		飯能市への戸籍訂正通知書に係る起案文書(H21. 9. 28)	1	飯能市への戸籍訂正通知書に係る起案文書(H21. 9. 28)	一部公開	第6条第1項第1号		写しの交付 20円	町民課	H21. 9. 14  H21. 9. 25	利害関係を 有する者	
5		2	「津久根地内配水管布設替え工事」(H21. 8発注)の数量、単価、金額が入った状態の内訳書、代価表等の積算に係わる仕様書の全て	1	「津久根地内配水管布設替え工事」設計書	取り下げ				水道課	H21. 9. 16	請求権者以外 の者	
6		3	平成21年度国民健康保険診療報酬明細書の点検業務契約書	1	平成21年度国民健康保険診療報酬明細書の点検業務契約書	取り下げ				町民課	H22. 3. 9	請求権者以外 の者	

## 2. 情報公開請求・申出者の区分

区 分	件 数
(1) 町内に住所を有する者	—
(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	—
(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者	—
(4) 町内の学校に在学する者	—
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	3
(6) 請求権者以外の者	3
計	6

## 3. 不服申立ての状況

区 分		件 数	
不服申立て件数		1	
処 理 経 過	情報公開・個人 情報保護審査会	諮問手続中	—
		審 査 中	—
		答 申	1
		取 下 げ	—
	諮問前の取下げ		—
決 定 済		1	

## Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

### 1. 個人情報取扱事務届出の状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するのか明らかにするために、届出を義務付けています。また、届出内容の変更や事務の廃止の場合も、届出が必要となっています。

個人情報取扱事務届出などは、町政情報コーナーで閲覧することができます。

平成21年度の個人情報取扱事務届出状況は、表－Ⅱ－1のとおりです。

表－Ⅱ－1 個人情報取扱事務届出状況

実施機関	平成20年度末 届出件数	平成21年度中届出件数			平成21年度末 届出件数
		開始	変更	廃止	
議 会	5	0	0	0	5
町 長	613	3	0	0	616
教育委員会	86	0	0	0	86
選挙管理委員会	15	0	0	0	15
公平委員会	3	0	0	0	3
監査委員	3	0	0	0	3
農業委員会	10	0	0	0	10
固定資産評価 審査委員会	2	0	0	0	2
合 計	737	3	0	0	740

### 2. 個人情報目的外利用等の届出状況

実施機関が管理している個人情報は、収集目的に則して適正に利用されることが原則であり、収集の目的の範囲を超えて利用をしてはならないとしています。範囲を超えて個人情報を利用する場合は、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用することができるとしています（目的外利用の制限）。また、個人情報を実施機関以外のものに対して提供する場合も同様の扱いとしています（外部提供の制限）。

なお、目的外利用、外部提供をしようとするときは、あらかじめ町長に届け出るようになっていきます。

平成21年度の実施機関別届出状況は、表－Ⅱ－2、表－Ⅱ－3のとおりです。

表－Ⅱ－2 個人情報目的外利用届出状況

実施機関	平成20年度末 届出件数	平成21年度中届出件数		平成21年度末 届出件数
		開始	廃止	
議 会	0	0	0	0
町 長	208	1	0	209
教育委員会	25	0	0	25
選挙管理委員会	10	0	0	10
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
合 計	245	1	0	246

表－Ⅱ－3 個人情報外部提供届出状況

実施機関	平成20年度末 届出件数	平成21年度中届出件数		平成21年度末 届出件数
		開始	廃止	
議 会	0	0	0	0
町 長	93	0	0	93
教育委員会	2	0	0	2
選挙管理委員会	11	0	0	11
公平委員会	3	0	0	3
監査委員	2	0	0	2
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
合 計	113	0	0	113

### 3. 電子計算組織の結合の届出状況

実施機関が電子計算組織によって個人情報进行处理する場合において、実施機関以外の電子計算組織と結合（オンライン）する場合に、事前に審議会の意見を聴くとともに、届出を義務付けています。

表－Ⅱ－４ 電子計算組織の結合の届出状況

実施機関	平成20年度末	平成21年度中届出件数		平成21年度末
	届出件数	開始	廃止	
町長	33	0	0	33

### 4. 自己情報の開示等の請求（申出）及び処理状況

平成21年度の個人情報保護制度における自己情報の開示等の請求、自己情報の訂正請求・削除請求・利用の中止の請求はありませんでした。

### Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

#### 1. 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、町民等から不服申立てがあった場合に、公平で客観的な立場で審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、公開（開示等）するかどうかを決定します。

#### 2. 不服申立ての状況

平成21年度は、部分公開決定の処分に対する異議申立てが、1件ありました。

#### 3. 審査会の開催状況

	開催日など	会議内容等
	H21. 9. 16	・実施機関から諮問
第1回	H21. 9. 29	・会長代理の選任 ・「平成21年6月11日戸籍訂正書を起案した起案文書、平成21年6月15日付改製原戸籍訂正入力起案した起案文書」についての部分公開決定に対する異議申立てについて 実施機関からの意見聴取、審議
第2回	H21. 11. 20	・「平成21年6月11日戸籍訂正書を起案した起案文書、平成21年6月15日付改製原戸籍訂正入力起案した起案文書」についての部分公開決定に対する異議申立てについて 異議申立人からの意見聴取（都合により欠席）、 実施機関からの意見聴取、審議
	H22. 1. 13	・実施機関へ答申

#### IV 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

##### 1. 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて審議・調査を行ったり、制度に関する重要事項について町長に意見を述べる機関として設置されています。審議会は、町民や識見を有する10人以内の委員で構成されています。

##### 2. 審議会の開催状況

	開催日	会議内容等
第1回	H22. 3.24	<ul style="list-style-type: none"><li>・越生町個人情報保護条例第7条第1項の規定による届出（個人情報取扱事務の届出等）について（報告）</li><li>・越生町個人情報保護条例第9条第3項の規定による届出（目的外利用等の届出）について（報告）</li><li>・越生町個人情報保護条例第12条第2項第3号の規定による開示しないことが適当である自己情報について（諮問）</li><li>・越生町個人情報保護条例第24条の規定による運用状況（平成21年度）について（報告）</li></ul>